

平成十九年内閣府令第十九号

探偵業の業務の適正化に関する法律施行規則

探偵業の業務の適正化に関する法律（平成十八年法律第六十号）第四条第一項、第二項及び第三項並びに第十二条第一項の規定に基づき、探偵業の業務の適正化に関する法律施行規則を次のように定める。

（心身の故障により業務を適正に行うことができない者）

第一条 探偵業の業務の適正化に関する法律（以下「法」という。）第三条第五号の内閣府令で定める者は、精神機能の障害により探偵業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

（届出書等の提出）

第二条 法及びこの府令の規定により都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に届出書又は申請書を提出する場合には、当該届出書又は申請書に係る営業所の所在地の所轄警察署長を経由して、一通の届出書又は申請書を提出しなければならない。

（探偵業の開始の届出）

第三条 法第四条第一項に規定する届出書の様式は、別記様式第一号のとおりとする。

第四条 前項の届出書は、当該探偵業を開始しようとする日の前日までに提出しなければならない。

第五条 探偵業を営もうとする者が個人である場合は、次に掲げる書類

一 履歴書及び住民票の写し（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第五号に掲げる事項（外国人にあつては、同法第三十条の四十五に規定する国籍等）を記載したものに限る。）

二 法第三条第一号から第六号までに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面
ハ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村（特別区を含む。）の長の証明書

三 未成年者で探偵業に関し営業の許可を受けているものにあつては、その法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人である場合には、その名称及び住所並びに代表者の氏名）を記載した書面並びに当該営業の許可を受けていることを証する書面（未成年者で探偵業に関し営業の許可を受けていないものにあつては、法定代理人に係るイからハまでに掲げる書類（法定代理人が法人である場合には、その法人に係る次号イからハまでに掲げる書類））

四 探偵業を営もうとする者が法人である場合は、次に掲げる書類

イ 定款及び登記事項証明書
ロ 役員に係る前号イ及びハに掲げる書類
ハ 役員に係る法第三条第一号から第五号までに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面

（探偵業の廃止等の届出）
第三条 法第四条第二項に規定する届出書の様式は、探偵業を廃止した場合の届出に係る届出書にあつては別記様式第二号のとおりとし、変更があつた場合の届出に係る届出書にあつては別記様式第三号のとおりとする。

第四条 前項の届出書は、当該探偵業の廃止又は変更の日から十日（当該届出書に登記事項証明書を添付すべき場合にあっては、二十日）以内に提出しなければならない。

第五条 法第四条第二項の内閣府令で定める書類は、次の各号に掲げる届出書の区分に従い、それぞれ当該各号に定める書類とする。

一 営業を廃止した場合における届出書 法第四条第三項の規定により交付された書面
二 届出事項に変更があつた場合における届出書 次に掲げる書類
イ 法第四条第三項の規定により交付された書面
ロ 第二条第三項各号に掲げる書類のうち、当該変更事項に係るもの

（探偵業届出証明書の交付等）

第四条 法第四条第三項に規定する書面（以下この条において「探偵業届出証明書」という。）の様式は、別記様式第四号のとおりとする。

第五条 探偵業届出証明書の交付を受けた者は、当該探偵業届出証明書を亡失し、又は当該探偵業届出証明書が滅失したときは、速やかに別記様式第五号の探偵業届出証明書再交付申請書を当該公安委員会に提出し、探偵業届出証明書の再交付を受けなければならない。

第六条 前項の規定により探偵業届出証明書の再交付を受けた者は、亡失した探偵業届出証明書を発見し、又は回復したときは、遅滞なく、発見し、又は回復した探偵業届出証明書を当該公安委員会に返納しなければならない。

第七条 探偵業届出証明書の交付を受けた者が死亡したときは、その同居の親族又は法定代理人は、遅滞なく、探偵業届出証明書を当該公安委員会に返納しなければならない。

（名簿の記載事項等）

第八条 法第十二条第一項に規定する名簿には、次の事項を記載し、かつ、三年以内に撮影した無帽、正面、上三分身の縦の長さ三センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真（無背景のものに限る。）をはり付けなければならない。

一 氏名、住所、性別及び生年月日
二 採用年月日及び退職した場合には退職年月日
三 従事させる探偵業務の内容

探偵業者は、その従業者が退職した日から起算して三年を経過する日まで、その者に係る名簿を備えておかなければならない。

附則

この府令は、法の施行の日（平成十九年六月一日）から施行する。

附則（平成二十四年三月一六日内閣府令第七号）

この府令は、民法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十四年四月一日）から施行する。

附則（平成二十四年三月二二日内閣府令第八号）

この府令は、平成二十四年六月一日から施行する。

附則（平成二十四年六月一八日内閣府令第三十九号）抄

附則（施行期日）

第一条 この府令は、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特別法の一部を改正する等の法律（平成二十一年法律第七十九号。以下「改正法」という。）の施行の日（平成二十四年七月九日）から施行する。

附則（令和元年五月二四日内閣府令第五号）

この府令は、公布の日から施行する。

附則（令和元年六月二二日内閣府令第一二号）

（施行期日）

この府令は、令和元年七月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 この府令による改正前の銃砲刀剣類所持等取締法施行規則、道路交通法施行規則、火薬類の運搬に関する内閣府令、指定射撃場の指定に関する内閣府令、猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する内閣府令、自動車安全運転センター法施行規則、核燃料物質等の運搬の届出等に関する内閣府令、放射性同位元素等の運搬の届出等に関する内閣府令、警備業法施行規則、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく許可申請書の添付書類等に関する内閣府令、探偵業の業務の適正化に関する法律施行規則及び内閣総理大臣の所掌に係る科学技術・イノベーション創出の活性化に関する内閣府令に規定する様式については、この府令による改正後の銃砲刀剣類所持等取締法施行規則、道路交通法施行規則、火薬類の運搬に関する内閣府令、指定射撃場の指定に関する内閣府令、猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費

別紙（届出者が法人の場合のみ記載）

※資料区分

代表者	(フリガナ) 氏名										
	住所										
	電話番号 () 番										
役員	生年月日	明治;大正;昭和;平成;令和	年	月	日	※					
	役職	1. 取締役 2. 監査役 3. 執行役員 4. 理事 5. 監事 9. その他									
	(フリガナ) 氏名										
役員	住所										
	電話番号 () 番										
	生年月日	明治;大正;昭和;平成;令和	年	月	日	※					
役員	役職	1. 取締役 2. 監査役 3. 執行役員 4. 理事 5. 監事 9. その他									
	(フリガナ) 氏名										
	住所										
役員	電話番号 () 番										
	生年月日	明治;大正;昭和;平成;令和	年	月	日	※					
	役職	1. 取締役 2. 監査役 3. 執行役員 4. 理事 5. 監事 9. その他									
役員	(フリガナ) 氏名										
	住所										
	電話番号 () 番										
役員	生年月日	明治;大正;昭和;平成;令和	年	月	日	※					
	役職	1. 取締役 2. 監査役 3. 執行役員 4. 理事 5. 監事 9. その他									
	(フリガナ) 氏名										

記載要領
 1 ※印欄には、記載しないこと。
 2 数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。
 3 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

備考
 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別記様式第2号（第3条関係）

別記様式第2号（第3条関係）

※資料区分		※受理警察署	;	;	;	;	;	()	署
※受理番号		※受理年月日	;	;	;	;	;	;	日

探偵業廃止届出書

探偵業の業務の適正化に関する法律第4条第2項の規定により届出をします。

公安委員会 殿
 年 月 日
 届出者の商号、名称又は氏名及び住所

(フリガナ) 商号、名称又は氏名										
法人等の種別	1. 個人 2. 株式会社 3. 持分会社 4. 財団法人 5. 社団法人 9. その他									
探偵業届出証明書の番号										
廃止の年月日	;	;	;	;	;	;	;	;	;	;
廃止の事由										

記載要領
 1 ※印欄には、記載しないこと。
 2 数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。

備考
 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別紙2 法人の代表者又は役員の名等に変更があった場合

※ 資料区分

代 表 者	旧	(旧)氏名											
	住所												
	生年月日	明治;大正;昭和;平成;令和	年	月	日								
		1;2;3;4;5											
新	氏名	(新)氏名											
	住所												
	生年月日	明治;大正;昭和;平成;令和	年	月	日								
		1;2;3;4;5											
		電話	()	—	番	※							
		電話	()	—	番	※							

役 員	旧	役職	1. 取締役	2. 監査役	3. 取締役補	4. 理事	5. 監事	9. その他				
	氏名	(旧)氏名										
	住所											
	生年月日	明治;大正;昭和;平成;令和	年	月	日							
新	役職	1. 取締役	2. 監査役	3. 取締役補	4. 理事	5. 監事	9. その他					
	氏名	(新)氏名										
	住所											
	生年月日	明治;大正;昭和;平成;令和	年	月	日							
		電話	()	—	番	※						
		電話	()	—	番	※						

(注) 役員の新任又は退任のみがあった場合には、それぞれ上記の「新」欄又は「旧」欄の一方に記載すること。

記載要領

- ※印欄には、記載しないこと。
- 数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。
- 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

備考

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別記様式第4号 (第4条関係)

別記様式第4号 (第4条関係)

第 号
探偵業届出証明書
下記の探偵業については、 年 月 日付けで探偵業の業務の適正化に関する法律第4条第1項第2項の規定により届出書を提出したことを証明する。
法第4条第1項の届出書を提出した年月日(当該届出書の提出に係る探偵業届出証明書の番号) 年 月 日 (第 号)
商号、名称又は氏名 (法人にあつては、代表者の氏名)
営業所の名称
営業所の所在地
営業所の種別
広告又は宣伝をする場合に使用する名称
年 月 日
公安委員会 印

備考

- 「営業所の所在地」欄には、当該営業所が入居する建物の名称及び当該営業所の建物内の位置についても記載すること。
- 不要の文字は、横線で消すこと。
- 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

